

広島市中央卸売市場業務条例(抜粋)

(広島市中央卸売市場運営協議会)

第20条 市長の諮問に応じ、市場の業務の運営及び施設の整備に関する事項を調査審議するため、広島市中央卸売市場運営協議会を置く。

2 広島市中央卸売市場運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。